

役員報酬ピアグループ分析利用条件

第1条 (本条件の目的)

本条件は、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社(以下「当社」といいます。)が提供する「役員報酬ピアグループ分析」(詳細は第 2 条にて定めるものとし、以下「本サービス」といいます。以下本条において同じ。)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「利用企業」といいます。)が本サービスを利用するにあたり、当社および利用企業に適用される諸条件を定めることを目的とします。

第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 本サービス

日本国内の上場企業のうち、利用企業が第 4 条に基づき別途指定するもの(以下「対象企業」といいます。)に関する報酬水準に関する情報等を、当該対象企業にかかる有価証券報告書等の公開情報から抽出し、当社所定の推定計算の方法により独自に数値化したデータとして掲載したレポート(以下「レポート」といいます。)を提供するサービス

(2) 利用希望者

本サービスの利用を希望する法人その他の団体(ただし、権利能力を有する者に限りません。)

(3) 利用契約

本条件に基づき当社と利用企業との間で締結される本サービスの利用にかかる契約

(4) 利用申込み

本サービスの利用の申込みにかかる意思表示

(5) 本申込書等

利用希望者が利用申込み時に当社に提出する当社所定の書面または電磁的記録

第3条 (利用契約の成立)

1. 利用希望者は、本サービスの利用を希望する場合、本条件の内容を承諾の上、当社が別途指定する方法にて本申込書等を提出することにより、本サービスの利用申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の利用申込みを受けた場合、遅滞なく、当社所定の審査基準に基づき当該利用申込みを承諾するか否かの判断を行うものとし、これを承諾する場合には、当社所定の方法によりその旨を利用企業に通知します。なお、当社は、当該審査の結果、利用申込みを承諾しない判断を行った場合であっても、その理由について、利用希望者に通知または説明する義務を負わないものとします。
3. 利用契約は、当社が、前項の定めに従い利用申込みを承諾する旨の通知を発信した時点で成立するものとします。
4. 利用希望者は、本条に基づいて実施される利用申込みが、利用希望者における利用申込み

かかる正当な権限を有する者により実施されるものであることを表明し、保証するものとします。当社は、当該利用申込みが、利用希望者における正当な権限を有する者によってなされたものとみなします。

第4条 （対象企業の指定等）

1. 利用希望者は、利用申込みと同時に、当社が別途指定する方法にて、本サービスの対象とすることを希望する対象企業を当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があった場合、遅滞なく、当社所定の基準に基づき当該届出の内容を審査するものとします。当該審査の結果、前項に基づいて利用希望者が届け出た対象企業を本サービスの対象とすることができないと当社が判断した場合、当社は、その旨を利用希望者に通知し、協議の上対象企業の変更を行うものとします。
3. 利用企業は、本サービスにて提供されるレポートには、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)第 27 条第 2 項に規定される個人データが含まれ、当該個人データの主体たる本人から第三者への提供の停止の求め(以下「停止請求」といいます。)があった場合、当該個人データを含む対象企業にかかるレポートの全部または一部の提供ができない、または利用企業に対して提供済みのレポートの返還または破棄を求める場合があることを、予め確認の上了承するものとします。
4. 前項の定めにより、レポートの全部または一部の提供ができない、または利用企業に対して提供済みのレポートの返還または破棄を求める必要がある場合、当社は、速やかにその旨およびレポートの提供ができない対象企業を利用企業に通知するものとし、利用企業との間で、利用契約の取扱い(サービス利用料の取扱いを含む。)について協議するものとします。

第5条 （レポートの提供）

当社は、前条に基づき利用企業が指定した対象企業にかかるレポートを、当社が別途指定する日までに、当社所定の形式および方法にて利用企業に提供するものとします。

第6条 （サービス利用料）

1. 利用企業は、本サービスの利用の対価として、本申込書等に定めるサービス利用料(以下「サービス利用料」といいます。)を支払うものとします。なお、サービス利用料の支払にかかる手数料その他の費用は、利用企業の負担とします。
2. サービス利用料の支払方法その他の条件は、本申込書等に定めるとおりとします。

第7条 （遅延損害金）

利用企業がサービス利用料を支払期日までに支払わない場合、当社は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に法定利率を乗じて得た金額を、遅延損害金として請求することができるものとします。

第8条 (委託)

当社は、本サービスの提供にかかる業務の一部を、第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、本条件における当社の義務と同等の義務を課すものとし、当該委託先の行為について責任を負うものとします。

第9条 (レポートの著作権)

1. レポートにかかる著作権は、当社または当該レポートを構成するコンテンツにかかる権利者(以下「ライセンサー」といいます。)に帰属します。
2. レポートに関して、第三者から利用企業に対して著作権にかかるクレームその他の請求(以下「クレーム等」といいます。)が発生した場合、利用企業は直ちに当社に対しその旨およびクレーム等の内容を通知するものとし、当社はその責任と負担において当該クレーム等を処理するものとします。ただし、当該クレーム等の発生が利用企業の責に帰すべき事由に基づく場合(利用企業が当社にクレーム等の発生を直ちに通知しない等の自由により、当社が適切な防御を行う機会を逸することとなった場合を含みますが、これに限られません。)は、この限りではありません。

第10条 (レポートの取扱い)

1. 利用企業は、当社の事前の承諾を得ることなく、レポートを第三者(利用企業の関係会社および投資先企業等を含みますが、これらに限られません。)に開示または提供してはならないものとします。
2. 利用企業は、次の各号で定める目的でのみレポートを利用することができるものとします。
 - 自己の役員報酬水準に関する検討および決定
 - 自己のコーポレートガバナンス体制の検討および決定

第11条 (利用企業の責任)

1. 利用企業は、本サービスおよびレポートの利用およびその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 利用企業は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由でライセンサーを含む第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレームその他の請求がなされた場合、自己の責任と負担をもってこれを処理、解決するものとします。
3. 利用企業は、利用企業の故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとします。

第12条 (責任の制限)

1. 当社は、本条件に規定された限度において本サービスについての責任を負い、本サービスおよびレポートの正確性、完全性、最新性、網羅性、特定目的への適合性その他一切の保証責任

を負いません。

2. 当社の責に帰すべき事由によって、本サービスに関して利用企業に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社の賠償責任は、サービス利用料を上限とします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用企業の事業機会の損失、逸失利益等については、契約責任、不法行為責任その他請求原因の如何を問わず、いかなる賠償責任も負いません。

第13条（利用企業による秘密保持義務）

1. 利用企業は、次の各号に掲げる情報を、厳に秘密として保持し、当社の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
 - (1) 本サービスの内容
 - (2) レポートの内容
 - (3) 前各号のほか、本サービスの利用に際して、または関連して知り得た当社の営業上、技術上その他一切の情報
2. 利用企業は、前項各号に掲げる情報を、利用契約上の権利の行使または義務の履行の目的以外で使用してはならないものとし、当該目的が達成された場合、利用契約が終了した場合または当社からの求めがある場合、遅滞なく当該情報を破棄または当社に返還するものとします。

第14条（当社による秘密保持義務）

1. 当社は、次の各号に掲げる情報を、厳に秘密として保持し、利用企業の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
 - (1) 利用企業が本サービスを利用している事実
 - (2) 利用企業が指定した対象企業にかかる情報
 - (3) 利用企業に対する本サービスの提供に際して、または関連して知り得た利用企業の営業上、技術上その他一切の情報
2. 当社は、前項各号に掲げる情報を、利用契約上の権利の行使または義務の履行の目的以外で使用してはならないものとし、当該目的が達成された場合、利用契約が終了した場合または利用企業からの求めがある場合、遅滞なく当該情報を破棄または利用企業に返還するものとします。ただし、法令等に基づき当社に保存義務が課せられる情報については、この限りではありません。

第15条（秘密保持義務の例外）

1. 前二条の定めにかかわらず、利用企業および当社は、次の各号のいずれかに該当する情報については、前二条に定める義務を負わないものとします。
 - (1) 開示された時点で、すでに自己が保有していた情報
 - (2) 相手方から開示された情報によらず、独自に生成した情報

- (3) 開示時点で、公知となっている情報
 - (4) 開示後に、自己の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに開示された情報
2. 前二条に定めにかかわらず、利用者および当社は、法令または司法もしくは行政当局の命令等により開示が義務付けられた場合、当該命令等にかかる情報を開示することができるものとします。この場合、当該開示を行う当事者は、可能な限り相手方に事前の通知を行うものとし、事前の通知が困難な場合は、開示後速やかに通知を行うものとします。
 3. 前条の定めにかかわらず、当社は、次の各号に定める場合、前条第 1 項各号に掲げる情報を開示することができるものとします。本条に基づく開示を行う場合、当該開示先は、前条にて当社が負う義務と同等の義務を負うものとします。
 - (1) 本サービスの提供のために、本条件に基づき起用する委託先に対して開示する場合
 - (2) 独立性・利益相反の確認または品質管理レビュー等の品質管理目的ならびに管理業務のため、ネットワーク・ファームに対して開示する場合

第16条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し利用企業より受領した個人情報（個人情報保護法に定める「個人情報」をいいます。以下同じ。）を、当社が別途定めるプライバシーポリシー（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html>）の定めに従って取り扱うものとします。なお、当社は、当該プライバシーポリシーの定めに従い、個人情報を共同利用するものとします。
2. 前項に定めるほか、当社は、当該個人情報を第 14 条第 1 項第 3 号に定める情報として取り扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理します。
3. 利用企業は、本サービスの利用に伴い当社に提供する個人情報が、個人情報保護法その他諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等が要求する要件および手続を具備したものであることを表明し、保証するものとします。
4. 当社は、本条に違反する事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに利用企業に報告し、その対応に関して利用企業と協議するものとします。
5. 当社は、第 1 項に定める目的のための必要がなくなった個人情報について、一切のコピーを残すことなく、当社の責任のもとで速やかにこれを破棄するものとします。ただし、法令等に基づき当社に保存義務が課せられる情報については、この限りではありません。

第17条（権利義務譲渡等の禁止）

利用企業は、利用契約の契約上の地位を第三者に承継させ、または利用契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならないものとします。

第18条（利用契約期間）

利用契約の有効期間（以下「利用契約期間」といいます。）は、本申込書等に定めるサービス提供開

始日または利用契約の成立日のいずれか早い日から、サービス利用料の支払が完了した日までとします。

第19条（利用契約の終了）

1. 利用企業または当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方に何らかの通知または催促を要せず、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 利用企業が本条件上の義務を履行せず、または本条件に違反した場合で、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に義務の履行または違反行為の是正を行わない場合
 - (2) 重要な財産に対する差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (3) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされた場合
 - (4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (5) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録取消しの処分を受けた場合
 - (6) 前各号のほか、利用契約成立後において、利用企業が第3条第2項に定める当社所定の審査基準に適さないことが判明した場合
2. 利用企業または当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
3. 前二項に定めるほか、当社は、利用企業への本サービスの提供が独立性にかかわる諸法令等に抵触するまたはそのおそれがあると判断した場合、利用企業に対して書面による通知を行うことにより、利用契約を終了させることができるものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 利用企業および当社は、相手方に対し、自らが暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらの準ずる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用すると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を認められる関係を有すること

- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用企業および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為も行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風雪を流布し、偽計を行いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用企業および当社は、相手方が前二項の表明または確約に違反したときは、何らかの通知または催告をすることなく、利用契約を直ちに解除することができます。この場合において、当該解除をした当事者は、相手方に対して損害を賠償する義務を負いません。
4. 利用企業および当社は、利用契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告するものとします。

第21条（残存条項）

終了事由の如何にかかわらず、第 9 条(レポートの著作権)ないし第 17 条(権利義務譲渡等の禁止)、本条および第 25 条の規定の効力は、利用契約終了後においても、適用対象となる事項が存続する限りにおいて存続するものとします。ただし、第 14 条の規定の効力は、利用契約終了後 3 年間に限り存続するものとします。

第22条（通知）

1. 本サービスの提供に関する通知その他本条件に定める当社から利用企業に対する通知は、利用企業が本申込書等にて当社に届出た電子メールアドレスに対して発するものとし、当該通知を発信したときに到達したものとみなします。
2. 利用企業は、本申込書等にて届出た連絡先に変更が生じる場合、事前に、当社所定の方法にて変更後の連絡先を届け出るものとします。利用企業が当該届出を怠ったことにより利用企業に生じた一切の損害について、当社は責任を負いません。

第23条（分離可能性）

本条件のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第24条（協議）

利用契約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本条件に定めのない事項が生じた場合、利用企業および当社は、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第25条（準拠法および裁判管轄）

利用契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日:2024年4月1日